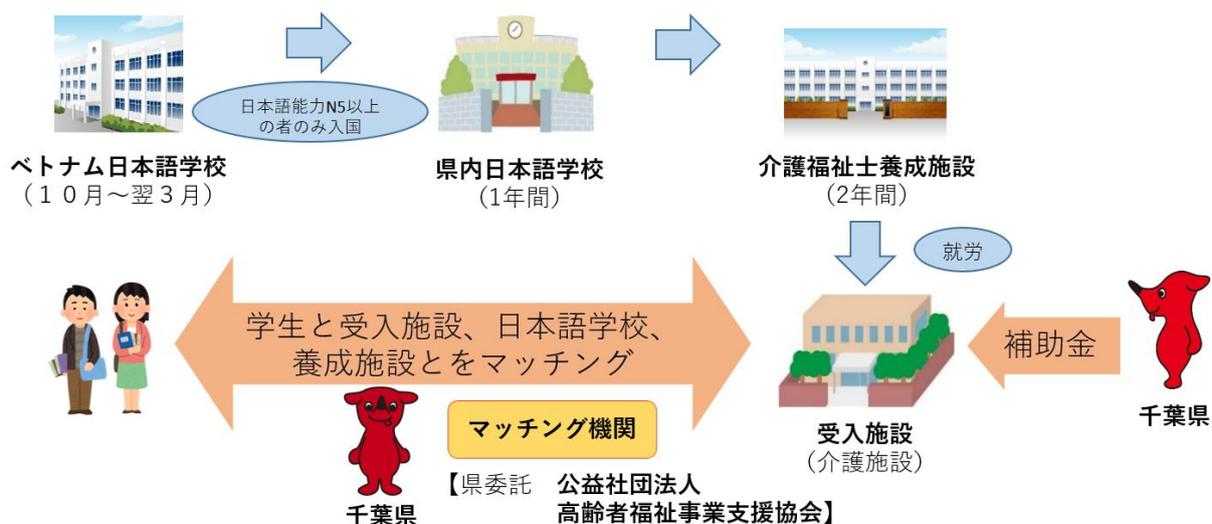


【別紙】

千葉県留学生受入プログラムについて

1 目的・概要

- ・千葉県内で介護職として就労を目指す海外の学生や、県内の日本語教育機関（日本語学校）又は介護福祉士養成施設に在籍する留学生が、介護福祉士資格を取得して、在留資格「介護」により就労することを目標とします。
- ・留学生は、日本語学校（海外・県内）での教育を経て、県内の介護福祉士養成施設で、介護福祉士資格の取得を目指し、県はこれを一体的に支援します。
- ・学生と、学生の進学先となる日本語学校・介護福祉士養成施設、就労先となる介護施設は、千葉県が委託するマッチング機関によりマッチングされます。
- ・「県が事業協定を締結した海外日本語学校から受け入れるルート」と「県内日本語学校に既に在籍している留学生を対象とするルート」の2つがあります。



2 県が事業協定を締結した海外日本語学校から受け入れるルート

(1) 概要

- ・参加する学生は、県内日本語学校に留学する前に、就労先となる介護施設とマッチングされ、県が事業協定を締結した海外日本語学校において、日本語の教育を受けます。
- ・県が事業協定を締結した海外日本語学校は、ベトナム、ハノイ市の以下5校です。
 - ・ドンドー日本語センター
 - ・YUKI（勇氣）日本語センター
 - ・株式会社貿易&サービス TOKAI VIET NHAT

- ・ SUNSHINE 教育株式会社 外国語留学センター Binh Minh - 日の出
- ・ J I S 人材開発株式会社
- ・ 学生は、県内の日本語学校に在学中、マッチングされた介護施設から、学費として1か月5万円、居住費（寮費）として1か月3万円の支援を受けることができます。
※金額は補助要綱の基準額です。実際にかかる費用等により変動があります。
- ・ 参加する学生は、海外日本語学校が募集します。募集にあたっては、マッチングに参加する介護施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設の情報を提供します。
- ・ なお、入国できるのは、現地日本語学校在籍期間の日本語能力がTOP Jテストの初級A-5以上、JLPTのN5以上又は日本語NAT-TESTの5級以上の認定を受けた者のみとします。

(2) 県内日本語学校にお願いしたいこと

- ・ ベトナムの日本語学校から受け入れた留学生への日本語教育
(N4相当で入学するので、一年間でN2相当まで教育してください。)
- ・ 東京出入国在留管理局に対して、在留資格認定申請の手続きをお願いします。
- ・ 現地日本語学校には、手数料として一人当たり10万円の支払いをお願いします。
- ・ 留学生のアルバイト時間の管理等生活面の指導において協力をお願いします。
- ・ プログラムの途中で、留学生が県内日本語学校を退学した場合に、退学後に係る支払済の学費の返還など、受入施設の負担軽減にご協力をお願いします。

(3) プログラムの全体スケジュール

2024年10月～2025年3月 ベトナム現地日本語学校で学習
2025年 4月～2026年3月 県内日本語学校で学習
 2026年 4月～2028年3月 介護福祉士養成施設で学習
 2028年 4月～ 県内介護施設で就労

(4) 令和6年度（プログラム1年目）のスケジュール（予定）

3・4月	・プログラム参加者（介護施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設）の募集・決定
5・6・7月	・受入施設と県内日本語学校、介護福祉士養成施設とのマッチング ・ベトナムの日本語学校向け介護施設等のPR資料の作成・送付 ・応募施設に対する説明会

8・9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムの日本語学校においてプログラム参加者（留学生候補者）の募集 ・受入施設と留学生候補者とのマッチング（履歴書等の書面及びインターネット（ZOOM）による面接による） ・マッチングが成立した関係者間で協定書を締結しプログラムへの参加決定
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムの日本語学校において学習開始（10月から6か月間）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京出入国在留管理局における審査（県内日本語学校から申請。申請前に関係者は書類作成に協力。）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生受入準備（4月初旬を目安に留学生入国） ・県への補助金実績報告

3 県内日本語学校に既に在籍している留学生を対象とするルート

(1) 概要

- ・県内日本語学校に在籍する留学生で、介護施設での就労を希望する方がいれば、就労先の施設とマッチングを受け、学費及び居住費の補助を受けることができます。
- ・マッチングにあたっては、県やマッチング機関により留学生への制度説明を行います。

(2) 県内日本語学校にお願いしたいこと

- ・マッチングされた学生をN2相当まで教育し、介護福祉士養成施設に進学させてください。
- ・留学生のアルバイト時間の管理等、生活面の指導において協力をお願いします。

(3) スケジュール（2024年10月時点で県内日本語学校に在籍している留学生の場合）

2024年10月～2025年3月	県内日本語学校で学習
2025年 4月～2027年3月	介護福祉士養成施設で学習
2027年 4月～	県内介護施設で就労

※ 県内マッチングの募集については、別途ご案内します。

4 千葉県留学生受入プログラムに参加する「県内日本語学校」の条件

(1) 参加基準

- ① 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1に掲げられた千葉県に所在する日本語教育機関であること。
- ② 東京出入国在留管理局から適正校と位置付けられていること。
- ③ 原則として、卒業生が県内介護福祉士養成施設へ入学した実績があること。

(2) 役割

- ① 留学生が1年間の教育期間内に、7月に日本語能力試験（JLPT）N4、12月にN3に合格するとともに、卒業時にN2相当レベルとなるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。
- ② 留学生の学習をサポートするための体制（生活支援担当部署、サポート教員）を整備していること。特に、アルバイトの実施については、本プログラムに参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
- ③ 留学生の入学に際し、必要となる住居の確保については、受入施設とも連携しながら適切にサポートすること。
- ④ 留学生が卒業する際には、介護福祉士養成施設と連携し、円滑に進学できるよう留学生を支援すること。
- ⑤ マッチング機関が実施する調査に協力すること。

5 注意事項

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）施行により、法務省告示機関が、引き続き当該機関で日本語教育を受ける目的で留学生の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる場合には、令和11年3月31日までに留学のための課程の認定を受ける必要があります。